

4 昭和47～平成16年度催物展（企画展）開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空 から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失 わ れ た 漁 具 展	51.11.14～11.28	〃	
	公 募 科 学 写 真 展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日 本 列 島 の 野 鳥 展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬 の 民 具 展	52.11.12～11.27	〃	
53	山 陰 海 岸 の 生 物 展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美 術 資 料 館 蔵 品 展	53. 6.22～ 7. 9	第 1・第 3 展示室	
	秋 の キ ノ コ 展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民 俗 行 事 写 真 展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 ー秋里遺跡を掘るー	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古 文 書 展 と 古 地 図 展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第 1・第 2・ 第 3 展示室	
	空 からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	ア イン シ ュ タ イン 生 誕 100 年 記 念 写 真 展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自 然 資 料 展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧 鳥 取 駅 資 料 展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～ 現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自 然 資 料 展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館 蔵 美 術 資 料 展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油 彩 と 素 描 ～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	〃	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	空から見た郷土写真展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第1・第3展示室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展 示 室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第1・第2展示室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第1・第3展示室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 ～ 鳥 取 県 の 絵 馬 ～	63.11.15～12. 4	〃	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第1・第3展示室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因・伯と但馬の襖絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
	空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川と池の自然のくらし	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～4.1.19	〃	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	〃	
5	夭折の画家・前田寛治と 異色の彫刻家・辻菅堂	5. 4.25～ 5.30	第1・第2展示室	
	画家 伊谷賢蔵と尾崎悌之助	5.12.16～6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料の美～	6. 2.15～ 3.13	〃	
6	空から見た郷土のすがた	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 たち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻み続けた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2 ・ 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～書と人物～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展 示 室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展 示 室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展 示 室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
8	山 陰 海 岸 の カ ニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展 示 室	
9	鳥 取 東 照 宮 の 宝 物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展 示 室	
	絵図と出土品でみる鳥取城	10. 2.13～ 3.15	〃	
10	岡村吉右衛門コレクション展 ～ア ジ ア の 染 織～	10. 4.18～ 5.17	〃	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	〃	
	空から見た郷土のすがた	11. 4.16～ 5.16	第 2 展 示 室	
11	鳥取県民の明治・大正・昭和	11.11.12～12.23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物の人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
12	ふ し ぎ 大 陸 南 極 展	12. 4.21～ 5.21	第 2 展 示 室	
	城 下 町 鳥 取 の 絵 図	12. 9. 9～10.26	第 3 展 示 室	
13	絵 は が き で 綴 る 鳥 取	13. 4.27～ 5.27	第 2 展 示 室	入場者数 15,089名
	ピ カ ソ 銅 版 画 展	13.11.16～12. 9	第 2 展 示 室	
	すばる望遠鏡－宇宙を探る新しい眼－	14. 4.20～ 5.19	第 3 展 示 室	入場者数 4,270名
14	数学と遊ぼう－形と数のワンダーランド－	14.12.12～15.1.19	第 2 展 示 室	入場者数 4,754名
	高知県立美術館ベストセレクション シャガール版画展～愛の賛歌～	15. 3.15～ 4.13	第 1・第 2 展示室	入場者数 5,409名
	因 伯 の 古 代 寺 院	15. 4.26～ 5.25	第 1 展 示 室	入場者数 4,532名
15	現代の表現 鳥取 vol.1 4Rooms － 4 つ の 同 時 代 的 感 性 －	15.12.17～16.1.11	第 2 展 示 室	入場者数 1,173名
	富山県立近代美術館所蔵 ルオー版画展	16. 2.28～ 3.28	第 1・第 2 展示室	入場者数 3,018名
	発見しよう！自然のふしぎ	16. 7.17～ 8.25	第 1 展 示 室	入場者数 5,794名
	空から見た郷土のすがた	16. 7.17～ 8.25	第 2 展 示 室	〃
	現代の表現 鳥取 vol. 2 平 久 弥 ・ 池 本 喜 巳	16.11.21～12.19	第 2 展 示 室	入場者数 3,967名
16	郷 土 作 家 展 板 画 の 詩 長 谷 川 富 三 郎	16.12.23～17.1.23	第 2 展 示 室	入場者数 2,513名
	共 同 企 画 展 三 重 奏 鳥取県立博物館・倉吉博物館・米子市美 術館のコレクションでつくる展覧会	17. 2. 5～ 2.27	第 1 展 示 室	入場者数 1,364名
	丸 沼 芸 術 の 森 所 蔵 アンドリュウ・ワイエス水彩素描展	17. 3.12～ 4.17	第 1・第 2 展示室	入場者数 8,216名
	鳥 取 の 山 岳 信 仰	17.10. 7～11. 6	第 1 展 示 室	入場者数 5,432名
17	現代の表現 鳥取 vol.3 嶋 田 悦 子 ・ 福 井 貞 子	17.10. 8～11. 6	第 2 展 示 室	入場者数 5,379名
	郷 土 作 家 展 異 景 一 八 橋 誠 滋 ／ 渡 里 彰 造 の 世 界 一	18. 2. 7～ 2.26	第 1 展 示 室	入場者数 915名

※ 平成15年度から「企画展」に名称変更

5 条 例 ・ 規 則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設 置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施 行 期 日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成17.4.1 施行）

1 通常展示の入館料

区 分		金 額
個 人	（一般人に限る）	1人1回につき 180円
団 体	（一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 150円

2 特別展示の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額。

3 展示室等使用料

区 分	金 額			
第 1 展 示 室	1 日 に つ き	21,520 円	半 日 に つ き	10,760 円
第 2 展 示 室	1 日 に つ き	21,520 円	半 日 に つ き	10,760 円
第 3 展 示 室	1 日 に つ き	16,800 円	半 日 に つ き	8,400 円
講 堂	1 日 に つ き	8,600 円	半 日 に つ き	4,300 円
会 議 室	1 時 間 に つ き	440 円		

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額
第1展示室	1時間につき2,690円
第2展示室	1時間につき2,690円
第3展示室	1時間につき2,100円
講 堂	1時間につき1,070円

- 3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料（備考2により加算した使用料を含む。）の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施 行 期 日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（平成9年3月25日鳥取県条例第3号）

（設 置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(鳥取県美術品取得基金条例の廃止)

2 鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月鳥取県条例第2号）

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成12年1月28日鳥取県教育委員会規則第8号）

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

総 務 課	庶 務 係 ・ 設 備 係
学 芸 課	
美 術 振 興 課	

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総 務 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料（美術関係の資料を除く。次号及び第3号において同じ。）の収集、保管及び展示に関すること。

- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること（美術振興課の所掌に属するものを除く）。

美術振興課

- (1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。
- (2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 美術関係の資料の利用の指導・助言及び普及に関すること。
- (4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。
- (5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

（係の分掌事務）

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職 制）

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。

（職員の種類）

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

（職 員 の 職）

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

（職員の分担事務）

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

（開 館 時 間）

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

（休 館 日）

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
 - (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

（利用の申込み等）

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者（一般人に限る。）の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

（行為の制限等）

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第2号又は第4号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

（監督）

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

（許可の取消し）

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

（使用料の減免）

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表(第6条関係)(昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・平12教委規則7・平14教委規則18・平15教委規則11一部改正)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館(以下「県営社会体育施設等」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	通常展示の入館料 及び特別展示の入館料	1 学生等の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。

(減免の申請手続き等)

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(以下附則省略)